



# ぜんつうじ ファミリー・サポート・センター 手引き

# 子育ての 援助を受けたい人 と 援助をしたい人 とを結びます

# Matching



## 駐車場のご案内

善通寺市子ども・家庭支援センターの敷地内に専用駐車場があります。ZENキューブ・市役所駐車場も利用できます。

## お問合せ先

## 認定NPO法人子育てネットくすくす ぜんつうじファミリー・サポート・センター

765-0013

香川県善通寺市文京町2-2-2

善通寺市子ども・家庭支援センター1F

TEL : 090-9109-1469

Mail : famisapo@k-kusu.com

受付日：月～土曜日(日・祝日・年末年始除く)

土曜日は子夢の家にアドバイザーがいます。

受付時間:平日9:00~17:00・土曜日9:00~16:00

## もくじ

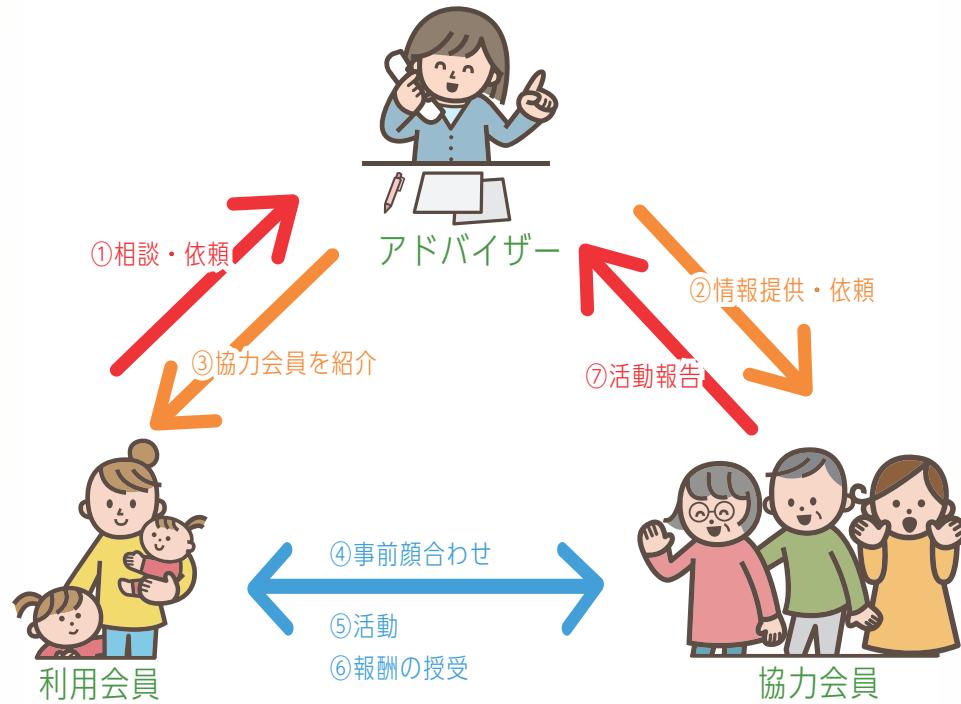
ファミリー・サポート・センターとは	1
ご利用の流れ	2
利用料金(報酬)について	4
会員の心得	5
補償保険	6
よくあるご質問	7
会則	8
個人情報保護に関する基本方針	11
安全チェックリスト	12

※善通寺市子育て支援情報はぜんつうじ子育て応援マップをご覧ください。

ぜんつうじファミリー・サポート・センターは子育て家庭を応援します

## ファミリー・サポート・センターとは

地域の中で「子育てを援助してほしい」方(利用会員)と「子育てを援助したい」方(協力会員)が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。ぜんつうじファミリー・サポート・センター(以下、「センター」といいます。)が、利用会員と協力会員をつなぎ、助け合いができるよう調整します。善通寺市から事業委託を受け、認定NPO法人子育てネットくすくすが運営しています。



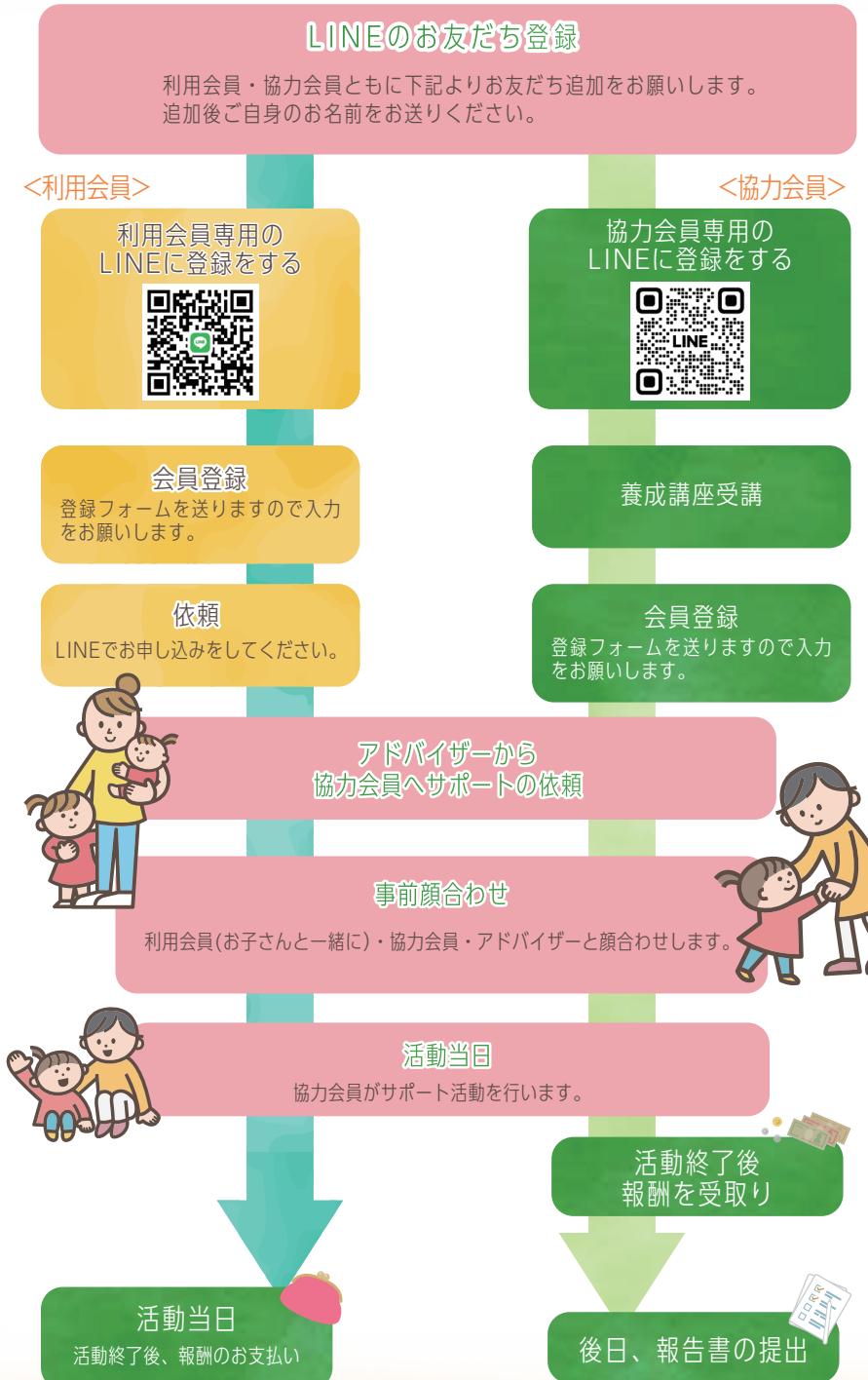
### こんな援助を行います

- 保育施設の開始前や終了後の一時預かり
- 保育施設等までの送迎
- 放課後児童クラブ終了後の一時預かり
- 学校放課後の一時預かり
- 冠婚葬祭、外出時における一時預かり
- 育児に関して必要な援助
- (就職活動・就労・リフレッシュなどにおける一時預かり)

### お手伝いできない援助

- 病児病後児の送迎や預かり
- 集団託児
- 家事のお手伝い
- 子どもの宿泊※
- ※ センターが認めた場合はこの限りではありません。可能な限り対応しますがご希望に添えない場合もあります。

## ご利用の流れ



## LINEのお友だち登録

利用会員、協力会員ともに2ページの各QRコードよりお友だち追加をお願いします。  
追加後、ご自身のお名前をお送りください。

### 会員登録

登録フォームを送りますので入力をお願いします。(協力会員は養成講座受講後、登録)  
登録後、利用希望時に利用内容や条件などを確認します。

### 援助をお願いする時には

1. 依頼日が決まったら「利用会員」は、できるだけ早くセンターへご連絡ください。
2. センターは、依頼内容に応じた「協力会員」に連絡をします。
3. 連絡を受けた「協力会員」は、援助の日時など条件が合えば承諾してください。ただし、援助は強制ではありませんので、都合がつかない場合は、遠慮なくその旨をお知らせください。

### 事前顔合わせ(マッチング)

1. センターのアドバイザーが、「利用会員」と援助を受けるお子さんに「協力会員」を紹介し、事前顔合わせを行います。
2. 事前顔合わせでは、援助の日時、場所、内容、保育方針、緊急時の連絡方法など、円滑な援助活動ができるように十分に話し合います。
3. お互いに合意することができれば重要事項の説明を行い、「利用会員」と「協力会員」で相互援助活動契約を結びます。

※相互援助活動は、「利用会員」と「協力会員」との準委任契約に基づくものです。

### 援助の開始

1. 事前顔合わせどおりの日時・場所および内容で援助を行います。
2. 2回目以降も援助内容が同じ場合は、「利用会員」が「協力会員」に直接、依頼してください。援助が決まったら、必ず事前に「協力会員」がセンターに援助を行う日時をご連絡ください。  
※センターを通さない場合は、補償保険が適用されません。  
※キャンセルする場合は、「利用会員」から「協力会員」とセンターへ速やかに連絡してください。

### 援助終了・報酬の授受

- 1.「利用会員」は、「協力会員」の記入した活動報告書の内容を確認後、「協力会員」に直接報酬を支払います。
- 2.「協力会員」は翌月5日までに活動報告書をセンターに提出します。

## 利用料金(報酬)について

### ①子ども1人につき1時間あたり

#### 月～金曜日

午前7時～午後7時 1時間あたり700円

上記以外の時間 1時間あたり800円

※児童の送迎等は別途実費が必要

#### 土日祝日・年末年始 (12/29～1/3)

1時間あたり800円

最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。  
1時間を超える場合、30分以下は半額とし、30分を超えて1時間までの場合は1時間として計算します。  
同一時間に同一世帯の複数の子どもを預ける場合には、2人目から半額になります。

※児童扶養手当または生活保護を受給されている善通寺市民の方は半額助成があります。

### ②取消し料(キャンセル料)について

無断

全額

前日午後5時まで

無料

前日午後5時以降

1時間あたりの報酬額

やむを得ずキャンセルする場合には、必ず「協力会員」とセンターに連絡を入れ、キャンセル料が発生した場合は「利用会員」は速やかに「協力会員」に支払いましょう。

※台風や大雨等による気象警報や自然災害に伴う場合は、キャンセル料はかかりません。  
会員相互で連絡を取り合ってください。

### ③実費負担について

#### 交通費

子どもの送迎に伴う交通費（自家用車・公共交通機関・タクシー等）は、「協力会員」に「利用会員」が実費を支払います。

#### 食事代・おむつ代等

子どもの食事（ミルクを含む）・おやつ・おむつ等は、原則として「利用会員」がご用意ください。「協力会員」が準備した場合は、「利用会員」が実費を支払います。

※実費については、事前顔合わせで話し合い決定します。

## 会員の心得

- ・ファミリー・サポート・センター活動の趣旨とルールを守りましょう。
- ・お互いのプライバシーは守りましょう。援助活動により知り得た家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。退会した後も同様です。
- ・必ず事前顔合わせを行ってから援助活動を行いましょう。
- ・事前顔合わせでお互いに合意した援助内容以外の交渉を会員同士で行わないでください。センターを通さない援助は、補償保険の対象になりません。
- ・安全チェックリスト(P12)などにより常に子どもの安全を確認します。
- ・約束した時間（開始・終了）は必ず守りましょう。
- ・援助活動中の事故については、当事者である会員間で解決します。
- ・会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターへ連絡します。

#### 利用会員の方へ

- ・依頼した援助内容以外のことは、要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待や負担を求めるることはやめましょう。
- ・キャンセルする場合は、必ず事前に「協力会員」とセンターにご連絡ください。
- ・援助活動終了後に定められた利用料金を「協力会員」に支払ってください。

#### 協力会員の方へ

- ・会員証は常時携帯し、必要に応じて掲示してください。
- ・第三者に援助活動を任せないようにしてください。
- ・援助活動中に事故が発生した場合は、「緊急時の連絡体制」に沿って対応し、速やかに「利用会員」とセンターへ連絡してください。
- ・活動報告書は翌月5日までにセンターへ提出してください。

援助活動は、お互いの信頼関係によって成り立っています。  
時間や決まりごとを守ることにより、安心して活動できます。相手を思いやり、

「おたがいさま」「ありがとう」

という感謝の気持ちを持って援助活動を行いましょう。

## 補償保険

会員間で行う援助は、援助をしたい方と援助をしてほしい方との準委任契約に基づくものであり、援助活動中に生じた事故については、当事者間である会員間で解決することになっています。万が一の事故に備えて保険に加入しています。

※これらの保険はセンターで一括加入していますので、会員の負担はありません。  
すべての事故が補償の対象となるものではありません。ご不明な点はお問い合わせください。

### サービス提供会員傷害保険

「協力会員」が援助活動中や援助のために、自宅と「利用会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

### 賠償責任保険

「協力会員」が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（「利用会員」の子どもを含む他人。なお、「協力会員」と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは「協力会員」が負担する賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

### 依頼子供傷害保険

「利用会員」の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来事故により傷害を被った場合に「協力会員」の過失の有無に関わらず補償するものです。

### 感染症補償制度

援助活動によって、「協力会員」が細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって感染症を発症し、死亡または入通院した場合に、「協力会員」に対してお見舞金をお支払いする制度です。

### お見舞金制度

「利用会員」の子どもが「協力会員」宅の財物を破損したり、「協力会員」の子どもにケガをさせた場合、また、活動に起因した熱中症、感染症などについて、「協力会員」に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

援助活動中に事故が発生した場合は、子どもの安全を最優先に行動し、応急処置などの対応を行ってください。直ちに「利用会員」に連絡し、指示を仰いでください。必要に応じて救急車を呼び、病院の受診等の処置を行ってください。センターへの連絡も速やかにお願いします。

## よくあるご質問

Q 子どもの預かり場所はどこになりますか？

A 会員宅または公共施設等の当事者間で合意ができる適切な場所です。

Q 依頼日時は決まっていないけれど、先に「協力会員」を紹介してもらえますか？

A 依頼日時が決まっていない場合は、ご紹介できません。「協力会員」に待機していただく状態になり、優先順位の高い「利用会員」の援助依頼にも影響しますので、依頼日時をお知らせいただいた後に、事前顔合わせにて紹介いたします。

Q 当日依頼などの急な対応はしてもらえますか？

A 事前顔合わせを行ってからの援助になりますので、初めての方は原則対応できません。ただし緊急の場合はセンターまでご相談ください。

Q 2回目以降の依頼は、事前顔合わせは必要ありませんか？

A 同一会員同士の場合は必要ありません。下記の場合は再度事前顔合わせが必要です。

- 1.前回顔合わせ時に同席していない子ども（兄弟姉妹）を預ける場合
- 2.援助内容に変更がある場合
- 3.前回の援助から期間があいて、子どもの状況が変わった場合

Q 「協力会員」への援助依頼は、必ず引き受けられますか？

A 「協力会員」が行う援助は、有償ボランティアなので、都合によってはお断りされる場合もあります。事前に他の手段も考えておくと安心です。

Q 警報発令時に利用できますか？

A 警報発令時は利用できません。ただし、利用中に警報が発令された場合は利用会員はお子さんを速やかにお迎えに行ってください。

# ぜんつうじファミリー・サポート・センター会則

(名称)

## 第1条

本会は、ぜんつうじファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

## 第2条

センターは、事務所を善通寺市文京町二丁目2番2号 善通寺市子ども・家庭支援センター1階に置く。

(センターの目的)

## 第3条

センターは、地域において育児の援助をしてほしい人（以下「利用会員」という。）と育児の援助をしたい人（以下「協力会員」という。）を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動することにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的とする。

(センターの事業)

## 第4条

センターは、次の事業を行う。

(1)会員の募集、登録その他会員組織業務

(2)相互援助活動の調整等

(3)会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために講習会の開催

(4)会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(5)関係機関との連絡調整

(6)定期的な広報誌を発行する等の広報業務

(7)前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

(会員)

## 第5条

会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

(1)利用会員…善通寺市在住もしくは在勤・在学で原則0歳から中学3年生までの児童と同居している人。（生後5か月未満の児童は事前にセンターへ相談し、許可を受けていること。）

(2)協力会員…心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる18歳以上の人でセンターが指定する講習会を修了していること。

2 会員は、センターの趣旨を理解し、相互に援助活動をする。

(会員の責務)

## 第6条

会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。

(2)協力会員は相互援助活動中の児童の安全確保に努めること。

(3)援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。

(4)援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。

(5)相互援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会した後も同様とする。

(6)会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。

(7)政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会)

## 第7条

会員として入会しようとする人は、センターの定める手続きにより入会の申し込みをしなければならない。

2 協力会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた協力会員に対し、会員証を交付する。

(保険)

## 第8条

会員は、センターが一括して手続きする補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

(退会)

## 第9条

会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

ただし利用会員の登録している児童が第5条第1項に掲げる要件を満たさなくなった場合は自動退会とし、会員からの連絡は不要とする。

2 協力会員は、退会に際して退会届をセンターへ提出し、会員証は返還するものとする。

3 センターは会員が次のいずれかに該当したときは、当該会員にかかる承認を取消し、登録を抹消することができる。

(1)この会則に違反したとき。

(2)会員として適格性を欠くとセンターが認めたとき。

(3)会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

(4)故意、重大な過失又は不正な行為によりセンターに損害を与えたとき。

4 センターは、前項の規定により会員登録を抹消したときは、速やかに会員に通知するものとする。

(アドバイザー)

## 第10条

センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

(1)センター業務内容の周知、啓発

(2)会員募集、登録

(3)会員の総括

(4)会員の相互援助の調整

(5)他のセンター及び関係機関との連絡調整

(6)会員に対する講習会及び会員の交流会の実施

(7)会員間のトラブルへの助言

(8)会員に対する広報誌等の発行及びホームページの作成・管理

(相互援助活動の内容)

## 第11条

会員が相互援助活動として行う援助は、次の活動とする。

(1)保育施設の開始前や終了後の児童の一時預かり

(2)保育施設等までの児童の送迎

(3)放課後児童クラブ終了後の児童の一時預かり

(4)学校の放課後の児童の一時預かり

(5)冠婚葬祭、外出時における児童の一時預かり

(6)その他会員の育児に関する必要な援助

2 児童の預かり場所は、会員宅又は公共施設等の当事者間で合意ができる適切な場所で行うものとする。

3 児童の宿泊を伴う相互援助は、行わないものとする。ただし、センターが特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 協力会員による相互援助活動の時間は、午前7時から午後7時までの間ににおいて育児の援助が必要な時間とする。ただし、センターが特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

5 児童の受け渡しについては、原則として大人から大人への受け渡しとする。

6 病気・病気回復期の児童の援助は行わないこととする。

7 警報発令時の援助は行わないこととする。

## (相互援助活動の実施方法)

### 第12条

利用会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助依頼の申し込みをするものとする。

2 利用会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。

3 利用会員は、アドバイザーとともに該当する協力会員と援助内容についての事前打ち合わせを行い、援助の実施を相互に決定するものとする。ただし、緊急の場合又は協議の必要がないとセンターが認める場合は、この限りではない。

4 調整を受けた利用会員は、相互援助活動の実施前に、センターに、理由を付して該当相互援助活動の取消しを申し出ることができる。

5 前項の申出を受けたセンターは、調整を行った協力会員に、当該相互援助活動の取消しについて連絡するものとする。

6 利用会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

7 協力会員は、援助実施後、活動の内容を記録した報告書を作成し、利用会員の確認を受け、センターに提出しなければならない。

## (報酬)

### 第13条

利用会員は、協力会員に対し、援助活動終了後、別表に定められた基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

2 利用会員は、自己の都合で援助依頼を取消した場合は、別表に定められた基準に従って協力会員に取消料を支払うものとする。

3 前各項に規定する報酬は、原則として援助終了の都度（前項の取消料にあたっては、援助依頼の取消し後速やかに）直接現金で支払うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。

4 利用会員は、児童の送迎等で協力会員が公共交通機関、タクシー又は自家用車を利用した場合は、交通費の実費を協力会員に支払うものとする。

5 利用会員は、児童に係るミルク、おやつ及び食事等の提供費用の実費を協力会員に支払うものとする。

## (その他)

### 第14条

本会則に定めのない事項については、市長が別に定める。

## 附則

本会則は、令和7年10月1日から施行する。

## 別表（第13条関係）

### 相互援助活動に係る報酬及び実費

区分	支払金額	
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで	報酬	1時間当たり700円（児童一人につき）
月曜日から金曜日までの上記以外の時間		1時間当たり800円（児童一人につき）
土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）	実費	
児童の送迎等に係る交通費		
協力会員が用意した飲食物、おむつ等の費用		

## 備考

1 最初の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

2 1時間を超える場合、30分以下は半額とし、30分を超えて1時間までの場合は1時間として計算する。

3 同一世帯における同一時間に2人以上の児童が利用する場合における2人目以降の利用に係る報酬の額は、半額とする。

4 利用の取消しの扱いは、次のとおりとする。

(1)利用予定日の前日午後5時までの取消し 無料

(2)利用予定日の前日午後5時以降の取消し 1時間当たりの報酬の額

(3)無断取消し 利用予定時間分の報酬の全額

\*台風や大雨による気象警報や自然災害（地震・津波など）に伴う取消しの場合は、取消料はかからない。

## ぜんつうじファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

当センターは、センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通して皆さまから個人情報をご提供いただいております。ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

### ①個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、ぜんつうじファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上の必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

### ②個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、ぜんつうじファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に、必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

### ③個人データの安全管理措置

当センターは、個人データ漏洩、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な対策をします。

### ④個人データの第三者への提供

当センターは、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### ⑤問い合わせ

照会者が本人であることを確認させていただいたうえで対応させて頂きますので、あらかじめご了承ください。

## 安全チェックリスト

援助活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

- 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
  - 119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。
  - 緊急連絡先(利用会員、当センター、かかりつけ医など)を控えていますか。
  - 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。
  - ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
  - たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
  - 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
  - ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
  - 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
  - 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
  - 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
  - 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
  - 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。
  - 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
  - ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくっつてありますか。

## MEMO

